＜出席停止扱いとするもの（３月８日より）＞

（１）園児児童生徒が感染した場合
※ 出席停止の期間は「治癒するまで」とします

（２）園児児童生徒が濃厚接触者に特定された場合
※ 出席停止の期間は「感染者と最後に接触した日の翌日から１４日間」とします

（３）園児児童生徒が検査（PCR・抗原）を受診する場合
※ 出席停止の期間は「陰性であることが確認されるまで」とします

（４）園児児童生徒に発熱や風邪症状等がある場合
※ 出席停止の期間は「症状が改善するまで」とします

（５）同居者が以下の①から③の理由で検査（PCR・抗原）を受診する場合

①濃厚接触者に特定されたため

②保健所又は医師の指示を受けたため

③発熱や風邪症状等があったため

※ 出席停止の期間は「同居者が陰性であることが確認されるまで」とします

※ 「職場等の方針による検査」、「入院・手術に伴う検査」等は、原則、自宅待機を不要としますので、学校にご相談ください。